

宍 産 農 第 1214 号
令 和 7 年 1 月 31 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福元晶三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (28227)
地域名 (地域内農業集落名)	鷹巣地区 (鷹巣集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 11 月 1 日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

鷹巣地区は、農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的な農地の利用を図るために、地区内外を問わず、担い手の確保及び育成を行い、地域住民などを交え地域全体で農地を利用する仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。

【主な作物】

水稻、黒大豆、露地野菜(三尺きゅうり、カワラケツメイ茶等)、山椒

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻生産を基本とし、山際の日照条件が悪い農地や狭小・不整形な農地については、条件に合った作物(茗荷、山椒等)の生産を進める。

また、持続的な農地の利用を図るため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再配分を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	74 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とし、その他の農用地は保全管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に一般農業者と連携して農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手や一般農業者の経営意向を踏まえて、必要に応じて農地バンクに貸し付けを行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区内の農振農用地については、既に基盤整備済みであるが、農道・水路・圃場の排水機能等の改善を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内の担い手の確保はもとより、地区外からの参入者についても確保を進める。また、県・市・JA等関係機関と連携して定着を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
(一財)宍粟北みどり農林公社等の農業支援サービスを行う事業体の情報は地域内で共有し、必要とする農業者が活用できる仕組みを構築する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① イノシシやシカの被害が拡大しないよう防護柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ② 有機・減農薬・減肥料農業に取り組み、付加価値を高めるとともに、安心・安全な農作物の生産に努める。
- ⑦⑧ 中山間地域等直接支払交付金を活用し、地域で農用地・水路・農道等の保全管理(共同活動)を進める。